

電子保証に関するQ & A

R7.12.1時点

No.	項目	質問内容	回答
1	事前準備	事業者は電子保証を行うにあたり、パソコン・スマートフォン等にソフトをインストールする必要はありますか。	保証先により異なりますので、利用される保証の申込先にお問い合わせください。
2	契約手続き	提出先の契約課のメールアドレスはどのように確認すればよいですか？	電子契約を利用する場合は、署名依頼に併せて提出先メールアドレスをお知らせします。電子契約を利用されない場合は、別途契約課までご連絡ください。
3	契約手続き	電子保証の利用を希望する場合、保険会社等にはどのように申し込みれば良いですか？	保険会社等により手続きが異なりますので、申込先にご確認ください。 なお、履行保証保険及び公共工事履行保証（履行ボンド）を利用する場合は、申込時にP D F証券での発行を指定してください（紙証券を事業者等がスキャンしたデータは不可とします。）。
4	契約手続き	保証事業会社の電子保証を利用する予定ですが、保証契約番号及び認証キーはどのように提出すればよいですか？	保証事業会社が発行する「保証契約番号及び認証キー」が掲載されたP D Fデータを提出して下さい。
5	契約手続き	履行保証保険や履行ボンドの利用にあたり「公共工事履行保証証券等における保証証券確認システム（WEBプラットフォーム）」を利用する場合、どのように証券等を提出すれば良いですか？	提出先メールアドレス宛に「閲覧用URL」及び「閲覧用パスワード」を提出してください。なお、この場合は証券等のP D Fデータの送付は不要です。
6	契約手続き	履行保証保険や履行ボンドを利用する場合、電子メール（CCに保険会社が指定するアドレスを含める）によるP D F証券の提出はいつまで対応可能ですか？	本市では、令和8年4月30日まで電子メールによるP D F証券の提出を認めています。なお、各保証先で取扱いが異なる場合があるため、事前に申込先の保険会社又は保険代理店にご確認ください。 ※令和8年5月1日以降は「公共工事履行保証証券等における保証証券確認システム（WEBプラットフォーム）」を利用して下さい。
7	契約手続き	履行保証保険や履行ボンドを利用するのですが、CCに入力するメールアドレスはどのように確認したらよいですか？	申込先の保険会社又は保険代理店にご確認ください。
8	変更手続き	当初は紙の証書を提出していましたが、変更契約の際は電子保証に変更できますか？逆に、当初は電子保証を利用していた場合で、変更契約の際に紙の証書に変更することはできますか？	本市としては対応は可能ですが、各保証先で取扱いが異なるため、保証先にご確認ください。
9	変更手続き	契約書は従来通り紙での契約書を希望しますが、契約保証のみ電子保証とすることはできますか？	契約書交付時にその旨を契約課に申し出てください。手続きの方法については別途お知らせします。
10	前払金保証	前払金の申請に必要な担当課のメールアドレスを教えてください。	各工事の担当課にお問い合わせください。
11	前払金保証	電子保証を利用する場合、前払金・中間前払申請書は紙で提出する必要がありますか？	電子保証を利用する場合に限り、前払金・中間前払申請書並びに保証契約番号及び認証キーをメールで提出して申請することを認めます。 (前払保証証書が紙の場合は従来通りの申請手続きを行ってください。)